

事務連絡
令和2年4月22日

建設業関係団体の長様
関係測量・設計業団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について

令和2年4月16日に、国は、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大し、京都府は重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある13都道府県の1つとして、特定警戒都道府県に位置づけました。

これを受けて、本府では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置等」を決定し、4月17日から5月6日の間、府内の全ての地域において、これまで以上に徹底した取り組みをお願いすることといたしました。

また、京都府庁及び土木事務所等では緊急事態においても府民サービスを停滞させない執行体制を構築するため、既に在宅勤務等を導入しています。

このような状況であり、かつてない厳しい事業執行環境となっておりますが、防災のための工事をはじめ、多くの公共事業は府民生活にとって重要なものであり、早期の完成が求められていることから、下記のとおり必要な措置及び柔軟な対応を講じながら、その執行に努めてまいりたいと考えています。

貴職におかれましては、当該取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、感染拡大防止等の徹底も併せて、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 建設業関係への影響等の把握

業界団体や府発注の工事又は業務委託の受注者等に対して、次の状況について継続的に聞き取りを実施し、必要に応じて対策を講じる。

- ① 自社又は協力会社の資金繰り等経営への影響
- ② 自社又は協力会社の従業員（技術者、技能労働者、事務職員等）の勤務体制確保への影響
- ③ 下請けの確保、資機材の調達等への影響

2 府発注の既契約（施工中）工事及び業務への対応

- ①受注者と協議し、受注者の意向に応じて一時中止や設計図書等の変更を行う。
一時中止等を行った場合、必要に応じて請負代金額等の変更や履行期間延長を行う。
- ②通年維持工事や災害復旧工事、中止すれば府民生活への影響が大きい工事等の緊急かつ必要な工事については、極力継続する。
- ③感染拡大防止については、受発注者双方において、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐなど、防止対策が適切に実施されるよう取り組む。

3 工事及び業務の今後の発注等

当面、府内外の建設企業の営業継続状況や建設資機材の供給状況等を踏まえ、通年維持工事や災害復旧工事、府民生活に影響が大きい工事等を優先し、入札手続等の工夫、工期設定の柔軟な対応等を講じることにより、発注を行っていく。

4 その他

京都府ホームページに情報を掲載しておりますのでご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」

（京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>）

